



ならエコファーマー通信

奈良県エコファーマー連絡会

第4号

第2回エコファーマー体験ツアー（消費者交流会）を開催



菊井果樹園訪問



平成20年11月22日（土）、五條市および下市町において、平成20年度第2回エコファーマー体験ツアーを開催、17名の消費者にご参加いただきました。

菊井果樹園のログハウスに集合し、エコファーマー制度の説明の後、出席した7名のエコファーマーがそれぞれの取組をPRしました。下市町のエコファーマー竹本篤史さんからは、洋梨とブドウの試食の提供をいただき、参加者に好評でした。

次に、エコファーマー農園ツアーとして、菊井新昭さんの果樹園を訪問、自家製造されているこだわりのたい肥を使用した柿の栽培概要について説明の後、柿の収穫体験を行いました。また、最盛期だった干し柿加工施設を見学させていただきました。

梨子本果樹園訪問



続いて、梨子本巨希さんの果樹園に移動、新たな特産品づくりをめざして取り組まれているリンゴ栽培や黄色灯による虫害防除について説明いただき、リンゴの収穫体験を行いました。

紅葉に色づいた果樹園は美しく、季節の果物をたくさん試食させていただき、参加者は実りの秋を満喫されていました。また、菊井さん、梨子本さんとも、ご家族で温かくお迎えいただき、参加者からは、「農家の方がいきいきと元気なのがとても印象的だった」との声をいただきました。

今後も各地域での消費者交流会を計画していますので、交流会の開催にご協力いただける方は、事務局までご連絡ください。



柿とリンゴの収穫体験



参加者の声（アンケートから）

- できるだけ農薬を使用せず、自然にやさしい栽培方法を教えてもらえて良かったです。次回も参加したいです。
- 吉野地域でリンゴやたくさんの果物が栽培されているのに驚きました。フードマイレージの面からも、吉野の果物がもっと広まってほしいです。
- はじめて参加させていただき、いろいろ勉強できて大変良かったです。

環境保全型農業推進講演会を開催しました

平成21年2月17日(火)、農業交流館(榎原市)にて、環境保全型農業推進研修会を開催しました。約100名のエコファーマー、有機農業者、環境保全型農業に関心のある農業者、JA、県関係機関が参加し、盛会となりました。

はじめに、JA全農営農・技術センターの上野正夫技術主管より、「土づくりと土壤診断結果に基づく施肥設計による効率的・低コスト施肥の推進」と題した講演をいただきました。

肥料価格が高騰し、農業における環境負荷低減の取組が目目される中、土壤診断に基づく施肥設計の重要性と作物ごとの土壤診断のポイントをご説明いただきました。



今後の施肥技術のキーワードとして、①低コスト肥料(L型肥料)の推進、②有機物と化学肥料の併用効果、③接触施肥の3つをあげ、土壤の基礎体力づくりにはたい肥や有機質肥料、生育状況を勘案した肥効調節には化学肥料を施用する等、肥料の特徴を理解した上で適切な施肥管理を行い、「最大効率最小汚染農業」を目指そうと提言いただきました。

また、効率的な施肥技術について、多くの現地事例を紹介いただき、東北地方で普及している「育苗箱全量元肥施肥技術」については会場の関心が高く、質疑応答が行われました。



講師 上野正夫技術主管



講演に聴き入る参加者

続いて、県農業総合センターの竹中勲主任研究員より、「たい肥の肥料成分を考慮した施肥量計算システム」について研究報告を受けました。(研究報告の概要は、次ページをご覧ください。)

県では、現在たい肥に含まれる肥料成分を考慮した新しいたい肥施用基準の策定と施肥基準の見直しを行っています。これに伴い、県持続導入指針の有機質資材施用技術の目標のめやすについても見直しを行う予定です。改正内容については、4月以降県ホームページ等でお知らせしますのでご参考ください。

なお、当日欠席された方で、研修会の資料を希望される場合は、県農業水産振興課環境係までご連絡ください。



研究報告 質疑応答

よくあるご質問「エコファーマーマークを使用したいのですが…」

エコファーマーマークは、エコファーマー計画に基づき生産された農産物の包装やシール、ポスター、名刺などに無料で使用できます。

ご使用の際は、「エコファーマーマーク使用基準」に基づき、マークの近傍に、認定を受けた県名と認定番号または氏名を明記する必要があります。

ご希望の方には、エコファーマーマークの画像データを提供しますので、事務局へご依頼ください。



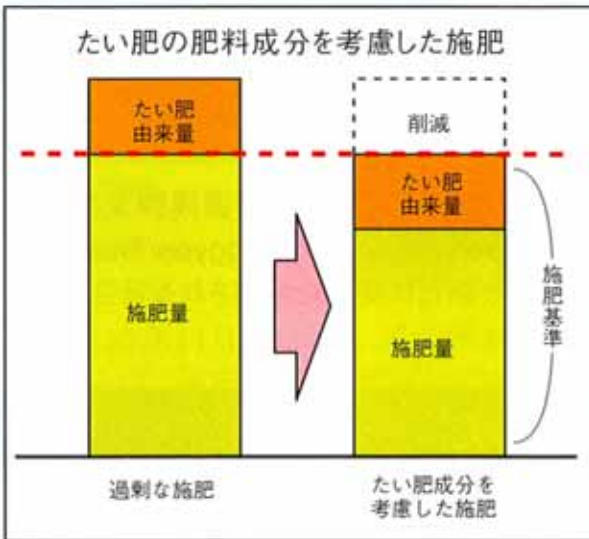
技術情報

新しいたい肥の施用基準について

県農業総合センター 環境保全チーム 主任研究員 竹中勲

奈良県では、たい肥の施用基準の見直しを進めています。従来の施用基準は、たい肥を土づくり資材として考え、たい肥に含まれる肥料成分を十分に考慮していませんでした。

そこで、たい肥中の有効な肥料成分を考慮し、肥料を減らして施用する観点から、以下のような施用基準を策定しました。また、たい肥施用と施肥の調節を簡単に計算するプログラムを作成しました。



新しいたい肥の施用基準は、①土づくりを目的に、②たい肥中の肥料成分を考慮して策定しました。

【たい肥施用基準の考え方】

- ①たい肥や稲わらなどの有機物の施用は、土づくりの基本であり、次のような効果が期待できます。
 - 土を柔らかく保ち、作物の根の伸張や耕耘作業を容易にする
 - 土の緩衝能を向上させる（肥保ちが良く、環境の変化に強くする）
 - 保水性や排水性を向上させる（適度な水分を保つ）
 - 微量成分を供給する

上のような効果を持続させるためには、多すぎず少なすぎない適量を毎年施用することが重要です。

【土づくり目標】

たい肥の効果を持続させるための目標値を土壤腐植含有量3%とします。土壤腐植含有量3%未満の土壌を「土づくりが必要な土壌」、3%以上の土壌を「土づくりが出来ている土壌」とします。

【土づくり目標を達成・維持するための施用基準】

- 1) 畑地の場合
 - 土づくりが必要な土壌の場合
年間たい肥施用量 3t/10a・年
 - 土づくりが出来ている土壌の場合
年間たい肥施用量 2t/10a・年
- 2) 水田の場合
 - 土づくりが必要な土壌の場合
年間たい肥施用量 750kg/10a・年
 - 土づくりが出来ている土壌の場合
年間たい肥施用量 500kg/10a・年

②たい肥に含まれる肥料成分は、一定の割合で肥料としての効果を示すことから、たい肥成分量を確認して肥料の量を削減します。

たい肥の有効な肥料成分は、「**たい肥の施用量×成分含有率×有効化率**」で計算されます。しかし、肥料成分はたい肥ごとに異なり、有効化率（一年間に効く成分割合）はたい肥原料によって変わるため、計算を補助するプログラムを開発しました。少し慣れが必要ですが、操作は簡単です。このプログラムは、農業総合センターホームページで近日中に公開を予定しています。

たい肥施用補助プログラム

作物選択	水稲(水田) / 小麦(畑地) / 雑穀類(畑地) / 果樹類(畑地)	10a	10a
肥料成分	窒素(N) / リン酸(P) / カリ(K)	5kg/10a	5kg/10a
たい肥成分	窒素(N) / リン酸(P) / カリ(K)	5kg/10a	5kg/10a
必要肥料	窒素(N) / リン酸(P) / カリ(K)	5kg/10a	5kg/10a
削減量	窒素(N) / リン酸(P) / カリ(K)	0kg/10a	0kg/10a

たい肥施用量: 500kg/10a

削減率: 50%

削減後の肥料施用量: 250kg/10a

削減後のたい肥施用量: 500kg/10a

たい肥施用補助プログラムの画面

エコファーマー認定期限にご注意！

平成21年度(平成21年4月～平成22年3月末)は、**認定番号109号～262号**の方が、エコファーマーの目標年度(5年目)をむかえられます。認定終了日は、認定した日から5年間となり、それぞれで異なりますので、ご自身の認定書をご確認ください。

認定終了時には、実施状況報告書の提出が必要です。また、引き続きエコファーマーとなるためには、計画の更新(再認定)を行う必要があります。計画の更新や実施状況報告書の作成については、お住まいの地域の農林振興事務所におたずねください。

特に、**認定番号109～121号の方は4月中、122～133号の方は5月中**に期限が参りますので、お早めにご準備ください。

奈良県持続的農業導入指針の改正について(品目の追加)

平成21年3月18日付けで、エコファーマーの取組に関する県の指針である「奈良県持続的農業導入指針」を改正しました。

改正点は、「**おくら**」、「**えんさい(空芯菜)**」、「**モロヘイヤ**」、「**みょうが**」、「**いんげん**」の5品目の新規追加です。

各品目の指針の内容は、奈良県のホームページをご覧ください。県農業水産振興課又は各農林振興事務所におたずねください。(県ホームページ <http://www.pref.nara.jp/nogyos/5kankyo/eco-farmer/ecofamer-3.html>) また、これらの品目について、新たに認定を希望される場合は、各農林振興事務所にご相談下さい。

奈良県有機農業推進計画が策定されました

平成21年3月18日、「奈良県有機農業推進計画」が策定されました。この計画は、平成18年に施行された「有機農業推進法」に基づき、県内の有機農業の実態を踏まえながら、今後の有機農業の推進方針・推進体制等について定めたものです。

具体的な推進事項として、有機農業技術の開発・普及の促進、有機農業者に対する消費者の理解の促進、有機農業者と流通業者・販売業者・消費者等との連携の促進を掲げています。計画の内容は、県農業水産振興課ホームページをご覧ください。

(http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-1668.htm)

この計画を踏まえ、平成21年度、有機農業者をはじめエコファーマーやエコファーマーを目指す農業者グループを対象に、新たな支援事業を実施します。支援事業の詳細については現在検討中です。決定次第、県ホームページ等でご案内いたしますのでご承知ください。

県有機農業推進計画体系

1. 有機農業の現状と今後の方向
2. 本県における具体的な推進事項
3. 推進体制の整備
4. その他有機農業の推進に必要な事項
5. 推進計画の見直し

編集
後記



今回、活動紹介「地域でがんばる!エコファーマー」コーナーは、紙面の都合上、お休みさせていただきました。ご了承ください。

活動紹介掲載のご希望、こんな情報を掲載して欲しいなどのご意見や記事の投稿をお待ちしています。連絡会活動に対するご意見もどしどしお寄せください。

発行 奈良県エコファーマー連絡会

(事務局 奈良県農林水産振興課環境係)

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30 TEL0742-27-7442 FAX0742-22-9521

平成21年3月発行